

## 論 説

## 公共性研究の方法と公共性三元論（上）

— 金融の公共性研究のための準備作業 —

紀 国 正 典

はじめに

第1章 公共性研究の方法

第2章 私的利用様式

第3章 共同利用様式（以上本号）

第4章 国際共同利用様式（以下次号）

おわりに

## はじめに

わたしは「金融の公共性」についていっそう研究を深めるために、政治学、財政学、行政学、法律学などの他の研究分野では「公共性」という概念をどのように定義したり、どのような学説があり、どのように論じられているのかを調べた研究成果を、1999年に高知大学経済学会学会誌『高知論叢』に発表した。

さらに「国際公共性」という概念についても同様にして、国際政治学分野、国際経済学分野、国際政治経済学（IPE）分野、国際行政法分野、国際法分野そして国際機関について調査した研究成果を、2002年に同誌に公表した。<sup>1)</sup>

それ以降、本稿の文末で紹介した多くの多岐にわたる参考文献にみられるように、公共性に関する研究は盛んになってきた。とりわけ公共哲学や法哲学の分野そして人文科学分野で、公共性に関する数多くの研究成果が公表されてきている。また2009年には、コモンズ（共有自然資源）管理についての研究実績

を評価して、アメリカのオストローム (Elinor Ostrom) 氏にノーベル経済学賞が授与された。公共性研究は、2000年代に「公共性ルネッサンス」ともいえる時代を迎えたと評価する研究者もいれば、「公共性の知的バブル」と皮肉る研究者もある。公共性とはどういうことなのかについて、ますます百花繚乱ひゃっかりょうらんという状況を呈している。公共性とは重要な概念であるので、この傾向は望ましいものである。

わたしもそれ以降、「金融の公共性」という視点から公共性と公共性研究の方法について何度も検討と思考を重ねてきて、ようやく自分なりに納得のいくところに到達した。公共性研究の方法と公共性三元論についてよりわかりやすく展開できるだけの蓄積も得られた。これらを基にして、本稿において、金融もふくめて公共性という概念について独自の視点から再構成してみたい。

以下、第1章で、わたしの公共性研究の方法を簡単に述べ、第2章で、まずは私的利用様式について説明し、第3章ではそれを受けて共同利用様式について検討し、第4章では国際共同利用様式について展開してみる。

## 第1章 公共性研究の方法

「公共性 (publicness)」とはなにか、「公共財 (public goods or common goods)」とはなにか、この問いに対しては、訳が分からない、多義的である、あいまいである、などの疑問や批判が寄せられることは多い。

それもそのはずでそのような固定した、確定した財・サービスや、そういう性質を生まれながらに持っている財・サービスなどは無いからである。しかし、そのように表現される、あるいは形容されてきた物や事柄は多い。なぜなら、知的集団としての人間の多種多様で多面的な集合的行為 (collective action) が、そのような概念や考えを生み出さざるを得なかったからであり、人間社会の発展に欠かせなかった集合的行為が、いろいろな歴史的な局面や歴史的な経験を経て、そのような概念や考え方を必要としたからである。公共性研究にあたっては、まずはこのような現実を踏まえるべきであるというのが、わたしの基本的立脚点である。

最初に、わたしの公共性研究の方法を、簡単に紹介しておこう（図表1参照）。

第1に、財・サービスの素材的・物理的性質やそれらの属性でもって公共性を定義するのではなく、人間の集会的行為関係・行為様式として公共性を明らかにしようとするものである。

財・サービスの素材的・物理的性質やそれらの属性で公共財を定義する方法論は、経済学分野のサミュエルソン氏やマスグレイブ氏などの新古典派や公共経済学派の公共財論に典型的にみられるものである。

これは公共財の定義を、「非排他性」と「非競合性」という財・サービスの素材的性質や物理的属性に求めるものである。非排他性とは、「他人の消費を排除できないこと」であり、サミュエルソン氏によって提唱された定義である。非競合性とは、「ある人が消費しても他の人の消費を妨げないこと」であり、マスグレイブ氏によって提唱されたといわれている定義である。<sup>2)</sup>

図表1 紀国による公共性研究の方法

- |   |
|---|
| (1) 財・サービスの素材的性質・属性としての公共性<br>→人間の集会的行為関係・行為様式としての公共性             |
| (2) 理論・理想としての公共性<br>→現実的・実際のな人間の行為に関係するものとしての公共性                  |
| (3) 一面的・一義的な内容をもった公共性<br>→多様で多面的な人間の集会的行為関係・行為様式を表したも<br>のとしての公共性 |
| (4) 公共性疎外なしの公共性<br>→公共性疎外ありの公共性                                   |
| (5) 静態的・固定的・普遍的に存在するものとしての公共性<br>→動態的・創造的・永続調整を必要とするものとしての公共性     |
| (6) 政治・行政分野や財政分野に限定されるものとしての公共性<br>→金融分野をふくめより広く統一的・簡潔に説明できる公共性   |
| (7) 国内分野に限定されるものとしての公共性<br>→国際分野をふくめより広く統一的・簡潔に説明できる公共性           |
| (8) 閉ざされた硬直的な公共性研究の方法<br>→応用・展開が自由で可能な公共性研究の方法                    |

しかし、財・サービスの性質や内容を決めるのは、あくまでそれらを提供する人間の集合的行為関係・行為様式であり、それらが財・サービスの提供の範囲や方法、基準を定めるのであって、その逆ではない。新古典派や公共経済学派は、これをひっくり返して考えようとしたことに混乱の出発点がある。現実には、非排除性と非競争性をその性質や属性として合わせもった財・サービスなどは存在しないのである。なお、この定義にもとづけば、企業も金融も、公共財であることから除外されてしまう。

第2に、理論や理想として公共性を求めるのではなく、現実的・实际的な人間の行為に関係するものとして公共性を明らかにしようとするものである。

人間の集合的行為のもっとも高度に発展した行為関係・様式の理想型や理念型を理論的に想定して、それを公共性と定義しようとする学説は多い。できる限り人間の幸福に寄与するような公共性の高度な発展を望むことについては、わたしも同調するものである。そしてそのような理想型や理念型をどのように追求すればいいのかという探求の意義についても、共有するものである。

しかしこのような研究方法は、公共性を抽象的な理念やスローガンにしてしまうことによって、現実の人間の集合的行為の現実とかけ離れてしまい、また公共性を限定された狭いものにしてしまって、公共性研究の範囲と対象を狭めてしまう恐れがある。わたしは公共性とは、もっと広い多様な行為関係や行為様式であると考えたものである。

公共哲学者のアレント氏は、物と人との関係である労働 (labor) や仕事 (work) は低次なものであり、同氏の定義する人対人の相互性であるコミュニケーション行為の「活動 (action)」が高次であると考え、この複数人間によるコミュニケーションが公共性であるといった。<sup>3)</sup>

しかし、人間の労働や仕事は物対人の関係ではなく、人対人の関係があってこそ機能するものであり、コミュニケーションなくしては成立しえない。わたしは、現実の仕事や労働、生活の共同関係として、公共性をみようとするものである。

第3に、一面的・一義的な内容をもった公共性ではなく、多様で多面的な人間の集合的行為関係・行為様式を表したものとして公共性を求めようとするも

のである。

現実に存在する人間の集合的行為の現実には、空間的にも時間的にも、実にさまざまに多種多様である。空間的には、規模や範囲、分野でみても実に多様な集合的行為様式があることであり、時間的には、ニーズに合わなくて衰退したり、管理に失敗して崩壊したり、あるいは必要に迫られて新しく生成してきたりして、集合的行為は流動的であるということである。それはこれらの集合的行為様式を組み立てる人間自身が多面的多様性を有する存在だからである。

第4に、公共性疎外なしの公共性ではなく、公共性疎外ありとして、公共性研究をすすめようとするものである。

疎外<sup>そがい</sup>という難しい概念は、ヘーゲル氏やマルクス氏が考えだしたものであるが、人間が自分の作り出したものに支配されることをいう。したがって公共性疎外とは、本来自分の利益のためのものであった共同的行為や行為様式が、自分に敵対し自分を支配するようになって自分に不利益をもたらすことを表す。例えば、自分や自分の国を守るためにといわれて拠出した資金が、他国の侵略に使われたり、それに意義を唱える自分を弾圧する道具になってしまうなどのことである。

政治学・行政学分野や公共哲学分野には、公共性という言葉が、政府権力を最高のもとする国家主義や、特定階層・階級や特定政党が政治権力を独占する全体主義国家を促進する手段に利用され、市民の人権や自由を抑圧・侵害してしまうことに強い警戒心をもつ学説が多い。

公共哲学者のハーバマス氏のいう「市民的公共性」、全体主義に対して徹底した批判を展開したアレント氏の「公共性とは複数性」、公私二分法にもとずきお上の「公」が「私」に対して「滅私奉公」を強いることに抗し、「私」を活性化させ「公」に公開を迫る「活私開公」論に公共性を求める公共哲学京都フォーラム（金泰昌氏と山脇直司氏）などの学説である。これらの公共性学説は、公共性疎外という現実を強く認めようとする立場にある。新古典派や公共経済学派などにはこのような公共性疎外論は無く、ただフリーライダー（ただ乗り）防止論を展開するだけである。<sup>4)</sup>

しかし、上記の諸学説は政治分野に限られているという欠点をもつ。それは

公共性をもっぱらこの分野に限定したからである。わたしの立場からすると、公共性疎外という現象は、なにも政治分野に限らない。これ以外の分野についても、人間自らが自分たちの共同利益を生み出そうとする行為が、それと敵対した様相をとることは歴史的にも多かつたし、それがなぜなのかを現実的・具体的に解明することが重要なのである。

第5に、以上のようなわたしの考えに基づけば、公共性は静態的・固定的・普遍的に存在するものとして定めるのではなく、動態的・創造的・永続調整を必要とする人間の集合的行為関係して、広く柔軟に追究する必要性が生まれる。このような研究を可能にする方法論(考え方)として、わたしはこれまで後に述べるような公共性三元論という理論的枠組みと方法を提起してきたのである。

第6に、政治・行政分野や財政分野に限定される公共性ではなく、金融分野をふくめより広く統一的・簡潔に説明できるものとして公共性を明らかにしようとするものである。

公共性研究は、政治学、財政学、法学、行政学、公共哲学などの分野で盛んに研究が進められ、その研究成果は膨大なものになっている。とりわけ公共哲学分野では、公共哲学京都フォーラム編の学際的な22巻にもわたる長大な研究成果が、2001年から2008年にかけて公表されてきた。しかし驚くべきことに、この膨大な学際的研究においても、金融の公共性をテーマにした研究論文は皆無であり、社会科学や経済学を特集した巻号においても、そうなのである。<sup>5)</sup>

またわたしの知る範囲ではあるが、これまでの公共性研究においても、金融の公共性について正面から挑んだ研究やそれを学際的な公共性研究のなかに位置づけようとした研究成果は、ほとんど無いという状況にある。

ただし、「社会的共通資本」を公共性の基本概念とした宇沢弘文氏の研究成果と、「インフラストラクチャー」という基本概念で取り組んだ池上惇氏の研究成果は、金融もふくめて公共性研究に取り組んだ数少ない先駆的業績である。<sup>6)</sup>

第7に、国内分野に限定されるものとしての公共性ではなく、国際分野をふくめ統一的・簡潔に説明できる公共性の方法論を求めようとするものである。

拙稿でも紹介したように、国際公共性についての研究成果は、国際政治学分野、国際経済学分野、国際政治経済学(IPE)分野、国際行政法分野、国際法

分野そして国際機関に多くの優れた研究成果がそろっている。しかし国内分野の公共性と統一的に説明できる理論的枠組みがそろったとは言い難い。<sup>7)</sup>

金融はその特性からもっとも国際化・グローバル化しやすいものであるので、金融の国際公共性としての考察が不可欠なのである。

第8に、閉ざされた硬直的な公共性研究の方法ではなく、応用・展開が自由で可能な公共性研究の方法を求めようとするものである。

理想型に閉じ込めるのではなく、あるいは研究者が頭で考え出した理論型の範囲に押し込めるのではなく、さらに仮想モデルや理論ゲームの範囲に現実を当てはめるのではなく、具体的・現実的な歴史をもっと広く柔軟に分析することが必要になる。

本稿においても、硬直になることなく、公共性とは多様で多面的であり、いろんな可能性があり得ることを念頭において展開してみたい。

## 第2章 私的利用様式

### 私的利用様式（単純対等ケース）

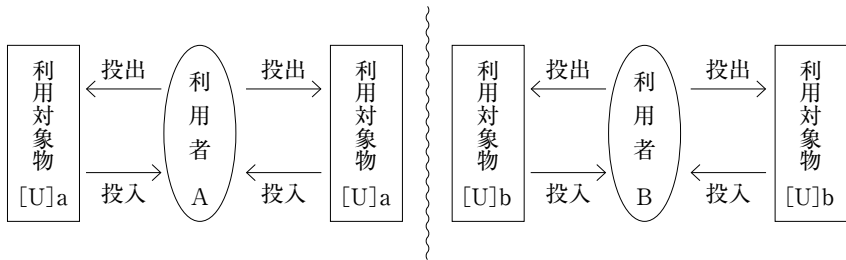
最初に私的利用様式について、考えてみよう。

図表2は、私的利用様式を単純に図解で表したものである（図表2参照）。この簡単な図を使って、私的利用様式のほぼすべてを語ることができる。ただし、図解はあくまで人間の思考を助けるための手段であって、それですべてのことを表すわけではない。わたしは図解を多用するが、それはあくまでわかりやすく理解するための手段としてのものであり、これによって伝えたいイメージを容易に共有できるからである。

この図表は、利用者Aと利用者Bがそれぞれの私的領域にある利用対象物[U]を、利用者それぞれが私的に利用していることを表したものである。ここで示したAあるいはBという人間は、現実の一人の人間であるとともに、それら個人の単なる集合体でもあると、いちおう設定しておきたい。

左右の利用対象物[U]の間には縦に波線が引いてあり、これによってAの私的利用領域とBの私的利用領域が、空間的にも時間的にも、遮断されているこ

図表2 私的利用様式（単純対等ケース）



注) [U]a は利用者Aの私的財となる。

[U]b は利用者Bの私的財となる。

~~~~はAの私的領域とBの私的領域の遮断装置である。

出所) 筆者作成

とを示している。

この遮断によって、①AはAの領域にある[U]をBが利用するのを排除でき、②AはBにかかわりなく自由にAの領域の[U]を自分のいろんな目的に好きなように利用でき、③Aの領域にある[U]のAによる利用は、Bにどんな作用や影響も及ぼさないのである。Bの立場からみても同様のことが可能になる。新古典派や公共経済学派のいう競合性（ある人の消費が他の人の消費を妨げること）などは、起こり得ない。

このような利用様式が設定されることによって、Aの領域にある[U]はAの私的財となり、[U]aと表わさなければならないし、Bの領域にある[U]もBの私的財になり、[U]bと示さなければならない。[U]がそれぞれの私的財(private goods)になるのは、[U]の素材的性質や属性からそうなるのではなく、[U]の利用様式からそのようになるのである。AとBがお互いにそれぞれの私的財としての資格や与え、そのことを尊重し、そのことを表す社会的名称を付与したからである。

このようにそれぞれの領域にある[U]が私的財になるためには、他人の利用や利用接近を排除し、それを自分だけが利用できるようにすることが必要である。外界に存在する多くの事物を私物化し、他人の利用を排除することは可能



である。ただしドラマやアニメで世界の征服をたくらむ悪漢がでてくことは多いが、ちっぽけな人間が大自然全体を私物化することなどはできはしない。その一部分を囲い込むことができるだけである。

利用対象物[U]の内容によって、図表の波線で表した遮断方法や遮断装置は異なる。自然的方法、物理的方法、心理的方法、道徳的方法、慣習的方法、契約的方法、権利的方法、立法的方法、警察的方法、権力的方法、武力的方法などがある。ローマ時代には、私的所有を法律で保証した法典があった。穏便な方法からより強制的な方法、安価なものから費用のかかる方法、一時的な方法からより持続的効果の高い方法、平和的な方法から武力行使的な方法という区分も可能である。

この遮断装置は、安定したものでなく流動的なものである。強くなったり、弱くなったり、あるいは変更されたりもする。利用者Aと利用者Bの力関係や紛争や戦乱などで、新たに引き直されたりもする。AがBの領域に侵入して、Bの[U]bを略奪することもあり得るし、その反対にBがAを侵略することもある。したがってこの遮断効果も完全で絶対的なものはあり得ない。あくまで相対的で不完全なものである。

先に、AとBによるそれぞれの私的利用は、お互いに作用や影響を及ぼさないといったが、それはあくまで相対的な意味である。人間が自然界において、他の生物類などと有機的な自然循環システムを共有して生活している以上、完全な遮断などあり得ない。ちなみにこのような遮断装置は、人間界においても動植物界においても、リスク管理方法として役だった。伝染病の蔓延<sup>まんえん</sup>や流行が自然の川や谷、海でとどめられたり、火事などの延焼が道路や広場、川や谷などで食い止められたりした。エボラ出血熱の大流行で絶滅したはずのマウンテンゴリラの群れがまた現れたのには驚いた。川向こうで生きていた別の群れが無事だったのである。阪神淡路大震災では道路が延焼を防ぐ役割を果たした。秋田の角館に今でも残っている武士と町人との間の火除地<sup>ひよけ</sup>もその一例である。アダムスミス氏が、自由放任を戒め規制が必要であるとして例示したのが、延焼を食い止める防火壁の重要性であった。

利用対象物[U]には、ある人間にとってその人間の外界に存在しているすべ

での事物がふくまれる。自然のままに存在しているものから人間によって加工されたもの、土地や土地の付属物のように不動のものから移動や運搬が可能なもの、耐久度の高いものから低いもの、有形物（ハードウェア）から情報や景観、知識、サービスなどの無形物（ソフトウェア）、一次元・二次元の存在物から三次元の空間など、さまざまである。奴隷のように人間そのものが私的財の対象になることも、ふり返ればローマ時代にそしてアメリカの奴隷制度など過去にひんぱんにあった。現代に至ってもアフリカやアジアで人身売買制度が残っている。最近、中国において、人身売買で強制労働をさせられていた中国人が救出されたとの報道もあった。

人間はそれらの利用対象物[U]に向けて何らかの働きかけをしたり、それらの利用対象物[U]からの何らかの働きかけを受けたりする。利用対象物[U]に働きかける行為を投出行為（output action）、利用対象物[U]からの働きかけを受ける行為を投入行為（input action）と名づけることにしよう。本稿で使用する「利用（use）」という言葉は、この投出と投入という双方向の行為のことを表現する意味で使用する。この投出と投入行為そのものが、生命活動であり、生産と消費活動であり、金融活動であり、学習活動であり、文化・娯楽活動などであり、要するに人間のすべての生存と活動を表している。

投出行為は、投入行為のためであったり投入行為によって支えられ、投入行為の方も、投出行為のためであったり投出行為によって支えられたりする。投出と投入行為は、相互に作用しあい依存しあう関係にある。

投出行為がそれに対応した投入行為を伴わなかったり、反対に投入行為がそれに対応した投出行為を伴わなかった場合には、大気や水を汚染したり、資源を枯渇させてしまったり、廃棄物やゴミの山に囲まれるなどして、人間の生命や生存活動そのものが不可能になる。

投出行為と投入行為の内容は、利用対象物[U]の素材的性質によって異なる。利用対象物[U]を分類しつつ、いくつかの事例についてみてみよう。

利用対象物が自然的存在物の大気である場合、人間は酸素を外界から取り入れ（投入）、二酸化炭素を外界に放出することによって（投出）、生命を維持する。ただしあり得ないことだが、大気を完全私的財にするためには、AとBが大気

の環流が無いほど離れているという想定が必要になる。同様に、自分の生命維持と代謝のためには、水や食料を外界から取り入れ(投入)、反対に老廃物や消化廃棄物を放出する(投出)。

自分のための水を得るためには(投入)、泉や地下水、河川などの水源の探索や水利設備、井戸、ため池などのための労働や作業のためのエネルギーが必要になる(投出)。また安定して水を得ることができるためには(投入)、これらの設備を維持し管理するために、補修や点検などの労働やエネルギーの投出も必要になる(投出)。このようにして自分専用の水源や水利設備、井戸などを確保できる。

自分の食料を得るためには(投入)、自分の農耕地(私有地)を切り開いたり、耕したり、種まきをしたり、草取りなどの労働が必要になる(投出)。あるいは自分が採取権をもつ海や浜、河川、森林などでいろんな道具や方法を使って(投出)、魚や貝、海藻、果実などを入手する必要がある(投入)。

水や食料の探索や運搬のためには、馬や車などの移動手段や道路や運河・河川が必要になるが、これらの探索や運搬という運輸・移動サービスを得るためには(投入)、自分の力で自分専用の車(自家用車)や舟を作り出し、道路(私道)や運河・河川などを切り開かなければならない(投出)。

保温や安全のために必要な自分の住居を得るためには(投入)、森林から木材を切り出して自分で建築しなければならない(投出)。夜間に照明の明かりを利用したり、煮炊きができるようにするためには(投入)、薪や燃料などの材料を確保するための労働をしなければならない(投出)。

体力が衰えたりケガや病気になって動けないときなどに命をなくさないためには(投入)、食料や医薬品の保存と備蓄というリスク管理が必須のものになる(投出)。

自己の安全や平和というサービスを得るためには(投入)、自衛のための武器や防壁や掘り割りなどの設備を建設するための労働やエネルギーあるいは平和的な関係や交流関係を維持するための費用が必要になる(投出)。

知識などの教育サービスを受ける場合には(投入)、給与を払って自分専属の家庭教師を雇うことになる(投出)。

空間や景観を自分だけで楽しめたかったら(投入), 他人の利用を排除するための遮へい物や高い塀を自分で構築すればよい(投出)。

公園のような場や空間でのやすらぎや憩いというサービスを自分のために得るには(投入), 自分専用の庭園や空間を造成したり草取りなどの補修や維持のための労働や費用を自分で負担しなければならない(投出)。

人工的な音を自分のために楽しむためには(投入), 自ら楽器を作成して演奏の練習などをしなければならない(投出)。自分で絵画などの美術品を鑑賞するためには(投入), 自分の感情や心を投影させたそのような美術品を作成しなければならない(投出)。

これらのさまざまな働きかけをする試行錯誤の過程で(投出), いろんな法則や発見, 有用物や有用性に関する知識や情報, 利用方法についての方法や技術(ノウハウ)などを得られ, 今後の活用のために自分の中に蓄積できる(投入)。これらの知的生産物は一度発見されれば, 記録や記憶, 伝達や継承などのコスト以外の費用はかからない。

前述したように人間を奴隷という私的財にすることも可能であり, 奴隷によるいろんなサービスを受けるために, あるいは農耕などの労働をさせてその成果を受け取るためには(投入), その奴隷の生命やエネルギーを維持するための水や食料そしてサービスに必要な知識を奴隷に提供しなければならない(投出)。

利用者Aは, 自分だけが, 自分の利益のために, 自分の考えや裁量と工夫で, 投出と投入行為をする。同様に利用者Bにとってもそうである。私的利用様式とは, このような三つの行為側面から構成されている。この三つの行為側面を, 私的利用(private use), 私的利益(private interests), 私的制御(private control)とよぶことにしよう。実際の投出・投入行為においては, この三つを厳密に分離することはできなく, 一つの行為過程に一体化されている場合があるので, 三つの行為側面と表現することにする。

私的利用とは, これまで具体的に述べてきたように, 利用対象物[U]について, 他人の利用を排除し, 自分だけが投出と投入行為をすることができることである。

私的利益とは, これらの投出と投入行為によって, 自分の利益(自分の生命

の維持や欲求の満足）を生み出すことである。投出と投入によって発生する利益は、利用者の上に帰属する。[U]から受ける利益の内容は、[U]の素材的性質によって異なる。

私的制御とは、自分だけが、自分のために、自分で投出と投入行為をコントロールすることである。

[U]の素材的性質によって、その私的制御方法は異なる。投出と投入の確認、記録、計量、計画、予定、予測、その人独自の物理的な計量方法や計量単位（度量衡）、その人独自の労働時間の投入の計算方法や計量方法、計量単位、記録、配分、どこにどれだけなにを投出してどのような投入をどれだけ得るのか、禁止事項などの私的規範などのことも決めなければならないかもしれない。スケジュール管理も求められ、農作物だと種植時期や水やりの管理、連作障害を防ぐ工夫なども必要になる。有用資源を持続的に利用し、使い尽くさないようにするための資源管理は重要である。

マルクス氏は、『資本論』において孤島で暮らすロビンソン・クルーソーを引き合いに出して、次のようにいう。「生来質素な彼ではあるが、彼とてもいろいろの欲望を満足させなければならないのであり、したがって道具をつくり、家具をこしらえ、ラマを馴らし、漁猟をするなど、いろいろな種類の有用労働をしなければならない。…(中略：紀国)…必要そのものに迫られて、彼は自分の時間を精確に自分のいろいろな機能の間に配分するようになる。彼の全活動のうちでどれがより大きな範囲を占めどれがより小さな範囲を占めるかは、目ざす有用効果の達成のために克服しなければならない困難の大小によって定まる。経験は彼にそれを教える。そして、わがロビンソンは、時計や帳簿やインクやペンを難破船から救いだしていたので、立派なイギリス人として、やがて自分自身のことを帳面につけはじめた。彼の財産目録のうちには、彼がもっている使用対象や、それらの生産に必要ないろいろな作業や、最後にこれらのいろいろな生産物の一定量が彼に平均的に費やさせる労働時間の一覧表が含まれている。ロビンソンと彼の自製の富をなしている諸物とのあいだのいっさいの関係はここではまったく簡単明瞭なので、たとえばM. ヴィルト氏でさえも特に心を勞することなくこの関係を理解することができたことであろう。」<sup>8)</sup>

AにはA自身の私的制御方法と私的基準や私的規範があり、BにもB独自の私的制御方法と私的基準や私的規範がある。

私的利用様式の場合には、自分の権限や裁量で、自分の能力や好みに適したように、投出と投入をコントロールすることができる。自分の好きなように手配したりデザインできたりするのである。誰にも干渉されたり文句を言われなくてすみ、大いなる私的自由が保証される。私的財の領域や範囲をより拡大して、より大きな自由を自分に確保したいとの欲求は、自然な人間的欲求である。その自由は、その人間にとっての自己実現の拡大となる。自分の好きなようにデザインし、自分の好みで、自分の好きなようにできるからである。富裕な人や権力者がより広大な屋敷や空間を自分のものにしようとするのもそのような本能からであろうか。

人間の投出と投入の認知能力、学習能力、創造能力が高まれば高まる程、利用対象物をより有益に使うことが可能になるかもしれない。またさまざまな道具などの行為手段を開発することによって、より効率的な投出・投入行為ができるかもしれない。彼が幸いにして、体力や知力に恵まれていれば、これらの条件を思う存分に生かして幸運な生活を送ることも可能になる。

しかしすべての人がそのように体力や知力に恵まれているとは限らない。その反対に、体力が衰えてきたり、障がいをかかえていたり、病気になったりした場合には、不幸にして命を無くすことにもなる。投出と投入のコントロールに失敗して生命や財産を失う自由もあり、すべて自己責任という不安定な状況にある。

私的利用様式の場合には、投出と投入の相互作用と相互依存関係は、上記の引用においてマルクス氏の指摘するように、当人の認知可能な限度と範囲内においてであるが、簡単で明瞭であり、透明性や可視性は高く、ある投出と投入が結びついていることを実感し、理解することは容易である。試行錯誤や経験による認識と知識の蓄積と継承によりこの透明性は発展する。これにより、自分のために自分でコントロールするには、好都合である。

ただしマルクス氏のいうほどにはこれは楽観的なものではない。この簡単・明瞭性もあくまで当人の認知が可能な程度と範囲でのことであり、複雑で込み

入った自然法則を相手にして投出と投入関係のすべてを理解できるとは限らない。しかも、天候やリスク、いろんな変動する環境条件のなかでの調整が必要になる。変動し不確実ななかで、自分の好みにあうように永続調整していかなければならないのである。しかも、投出も投入も自分の体力と知力で可能な範囲に限定される。私的財としての自由もその可能な範囲でのことである。

集合的行為の基本要素単位が個々の人間であることはいうまでもない。しかし、ここで想定するその人間とは、定型化されたものや定式化されたもの、あるいは理念化されたものではなく、多面的多様性を有した現実の人間である。したがってこのようなわたしの考えからすれば、人間性善説、人間性悪説、人間性賢説、人間性愚説いずれの立場にも立たないこととなる。これらのすべてが当てはまるのが人間の本性であるとの考えに立つからである。<sup>9)</sup>

これまで利用者Aと利用者Bの違いには、関心を払ってこなかった。そもそもどのような利用者であるのかについては、問わなかったのである。しかし、ここで想定している利用者とは、次のような多面的多様性を有した諸個人の集合体である。

- ①老人か成人か子供か、男性か女性か、既婚か未婚か、健康か病人か、程度の差はあれ障がいはあるかどうか。
- ②筋肉はたくましいか、身体的能力は強いかわい、経験は豊かか、知識量は多いか少ないか。認知力や認知に障がいがあるかどうか。情報量は多いかどうか。教育や学歴はどうか。
- ③忍耐力や持続力、自己制御力や自己管理力は高いか低い、モラルや理性的行為、他者を思いやる心が豊かか、権力欲が強いかどうか。
- ④他人に共感できる力や感情が強いかわい、弱いかわい。
- ⑤伝統意識を強く受け継いでいるかどうか。現状維持派か変革意欲が強いかわい。
- ⑥所得水準はどうか。
- ⑦他人に対する支配力や影響力が強いかわい、強者か弱者か。
- ⑧個人か、団体か、組織力や影響力が強い団体かどうか。

以上、私的利用様式について検討してきたが、前述したように、これらが完

全に独立して存在するなどのことはあり得ない。それは、群れで生活することによって外敵の侵入を防ぐ動植物と同様に、集団で生活する人間社会において、人間個々人が完全に単独で生存することはあり得ないからである。私的利用様式は、次に検討する共同利用様式のなかで、それらと重なりあい、それらを補完しあい、それらと関係しあって、部分的に、存在するのである。

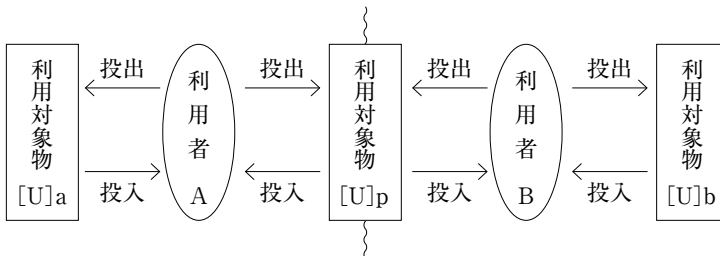
### 第3章 共同利用様式

#### 共同利用様式（単純対等ケース）

私的利用様式を共同利用様式に転換するには、むずかしい作業は必要ない。図表2で縦に引かれてあった波線を消去するだけでよい。この簡単な操作によってAとBの私的利用領域を分断していた遮断装置が取り除かれ、左右に分かれていた利用対象物[U]aと[U]bが、一つの[U]というものに統合される。これによって共同利用様式が現れる。これを図解したものが図表3である（図表3参照）。

この統合によって、①AはBによる[U]の利用を排除できなくなり、②このためAは[U]を自由に利用することはできなくなり、③Aによる[U]の利用は

図表3 共同利用様式（単純対等ケース）



注) [U]pは利用者Aと利用者Bの公共財となる。

[U]aは利用者Aの私的財である。

[U]bは利用者Bの私的財である。

~~~~はAの私的領域とBの私的領域の遮断装置である。

出所) 筆者作成



Bにもいろんな作用や影響を及ぼすようになる。

以前にはAによる排他的利用権があった[U]が、今ではAだけでなくBもそれに対して利用接近と利用が可能になった。Bの立場からみても同様のことがいえる。

このようにして、[U]は、AとBの共同利用対象物（共同利用財）になり、[U]は、AとBの公共財（public goods or common goods）としての社会的名称を与えられ、[U]<sub>p</sub>と表示されるようになる。

[U]を[U]<sub>p</sub>という公共財にするのは、AとBの複数人による共同利用という利用関係と利用様式であって、そのことによって「公共財」という名称や、「公共性」がある、「公」のものであるなどの、それを尊重すべき規範的名称が与えられるのである。

[U]を[U]<sub>p</sub>にするのは、利用対象物[U]の素材の性質や属性などではない。つまり新古典派や公共経済学派が主張するように、[U]それ自体が他人の利用を排除できない「非排除性」という性質をもっているからではなく、共同で利用するという行為関係・行為様式がそのような名称を与え、そのような概念を必要としたのである。他人の利用を排除できないから公共財になったのではなく、その利用を排除しないという共同利用様式であることから、共同利用財に公共財という名称が与えられたのである。<sup>10)</sup>

マルクス氏は、『資本論』において商品や貨幣の社会的働きを説明する際に、「商品と貨幣の呪物的性格」などという難解な用語を使用した。要するに、その素材の性質を利用している事物に、そのような社会的働きを表す名称を与えることをいう。みんながそのように言って、そのように取り扱い、そのように尊重することによって、その事物はそのような社会的性質や役割を、生まれるがらにして身にまとっているかのようにみえるのである。<sup>11)</sup>

共同利用様式においては、Aの投出・投入行為とBの投出・投入行為が、さまざまな利用対象物について、さまざまな方法で結合される。このことについては後ほど詳しくみる。

複数の人が投出と投入行為の結合という共同利用関係を結ぶことを公共性といい、その利用対象物になったものを公共財と定義する。利用者AとBは、複

数の二人が、複数の二人の利益のために、複数の二人の考えや裁量と工夫で、投出と投入行為をしなければならない。共同利用様式とは、このような三つの行為側面から構成されている。この三つの行為側面を、共同利用 (common use)、共同利益 (common interests)、共同制御 (common control) とよぶことにしよう。私的利用様式のときにも断ったが、実際の投出・投入行為において、この三つの行為を厳密に分離することはできなく、一つの行為過程に一体化されている場合があるので、三つの行為側面と表現することにする。

共同利用とは、利用対象物[U]<sub>p</sub>に対して、自分だけでなく、他人もふくめてみんなが自由に投出と投入行為ができることである。

共同利益とは、このような投出と投入行為の結合によって、自分だけでなく他人もふくめてみんなの利益(みんなの生命の維持や欲求の満足など)を持続的に生み出しみんなに還元することである。

共同制御とは、このような持続的利益を生み出すために、利用対象物[U]<sub>p</sub>について、自分だけでなく、他人もふくめてみんなで投出と投入行為を制御(コントロール)することである。

私的利用様式においてはAの投出はAの投入のためであったりそれによって支えられる関係にあったが、二つの投出と投入が結合される共同利用様式においてはBの投入のためであったりBの投入にも支えられるようになる。また、Aの投入は私的利用様式においてはAの投出のためでありそれに支えられる関係であったが、共同利用様式においてはBの投出のためであったりBの投出にも支えられるようになる。

このことはBの立場からしても同様である。Bの投出はBの投入のためでそれに支えられる関係であるだけでなく、Aの投入のためでありAの投入にも支えられるようになる。同じくBの投入はBの投出のためでそれに支えられる関係であるだけでなく、Aの投出のためでありAの投出にも支えられるようになる。

したがってAの投出はBの投出・投入に影響するし、Aの投入もBの投出・投入に作用を及ぼす。同様のことはBの投出・投入についても当てはまり、Aの投出・投入にそれぞれ影響や作用を及ぼす。共同利用関係にある利用者の間には、このような投出と投入行為の相互作用と相互依存の関係が発生する。

AとBのそれぞれの投出と投入には相互作用と相互依存の関係があるので、Aは自分の利益のためだけでなく、Bの利益のためにも投出と投入行為を行わなければならないという責任(社会的責任)が生じる。そのことはBにとっても同様であり、Aの利益のための投出と投入行為も求められるようになり、そのような責任(社会的責任)が発生する。後ほど述べるように、AとBの共同利用関係が一つではなく複合しているときには、それらすべてについて複合的社会的責任が発生する。

私的利用様式では、A、Bそれぞれに独自の制御方法や私的基準、私的規範などがあり、自分で自分の好きなようにできる私的自由があった。しかし、AとBの投出と投入行為が結合される共同利用様式においては、そういうわけにはいかない。それぞれが、それぞれの自分流をすべてについて通そうとすれば、投出と投入の結合は永遠に不可能である。この結合が首尾良く行われ持続的に共同利益を生み出すことができるためには、共通の制御方法、共通基準、共通規範が必要になる。これらに服する限度と範囲で、AとBのそれぞれの私的自由は失われる。

私的利用様式においては、成功するか失敗するか、そして幸福になるか不幸になるかは本人次第という不安定性のなかにあったが、共同利用様式では、投出と投入行為の結合と共同制御によって、A、Bそれぞれが単独の投出・投入行為では困難であったことも実現可能性をもち、両者に利益をもたらす。

またA、Bそれぞれ単独で投出・投入することができる程には利用対象物が豊かでない場合には、AとBは利用対象物を共同で分け合って利用して、両者に利益をもたらす。物が少なければ使い回しするのが当たり前であった。それぞれの家庭に自由に使える内湯がなかった時代には、地域の共同湯である銭湯は他人に迷惑をかけないようにというモラルを伴ったが、地域の憩いや交流の場であり、地域の公共財であった。

AおよびBという人間は、前述したように多面的多様性をそなえた人間である。したがって、このような人々すべての人のニーズと欲求、利益に適合できる投出と投入行為が求められることになる。そのときに共同利益水準はもっとも高くなる。

私的利用様式では投出と投入の相互作用と相互依存関係は簡単で明瞭であり、透明性と可視性は高かったが、共同利用様式においての大きな問題点は、その関係が複雑で不明瞭になり、不透明性と不確実性そして不安定性が増すことである。

それは、双方それぞれが自分の私的領域をこえた他人に依存するからであり、おたがいが、おたがいのことがよくみえない、よくわからない他人の投出と投入に依存しているからである。他人の投出と投入過程に自分のもののように我が物顔で踏み込めば、それはプライバシーの侵害であり、また私的領域権の侵害になる。

しかし、共同利用関係にある利用者の間に投出と投入行為の相互作用と相互依存の関係が発生していることを、AとBが容易に認識できその自覚と共感をもてることは、共同制御の核心である。このためにはそのことについての情報を得るしか方法はなく、AおよびB双方が、次のようにして、それぞれについての情報を相互に投出・投入することがきわめて重要になる。

第1に、投出と投入行為の相手先についての重要情報(信用情報)、投出と投入行為の内容についての重要情報、投出と投入行為が社会的責任を果たしているかどうかの重要情報(社会的責任情報)、これらの重要情報の正確で確実な表示と開示・公開の実効性をすすめることである。

第2に、上記の重要情報は、どのような状況にあるどのような人にとっても、簡単に情報を入手でき、内容は簡単・明瞭であり、だれにとってもわかりやすいものであることを必要とする(情報ユニバーサルデザインあるいはソフトウェアユニバーサルデザイン)。

第3に、公正で専門的な第三者機関による情報の認証と検証、およびトレーサビリティ(投出と投入履歴の追跡可能性)制度をもうけ、事後検証が可能であることである。

第4に、公正で専門的な第三者機関による立ち入り調査や公権力による規制と監督および公正と実効性のある規制制度を策定することである。

AとBが近隣や血縁・地縁などの親密な関係にあり双方に信用と信頼関係があればそうではないが、二人の物理的・地理的・文化的な親密関係が疎遠になり、上記のような情報認識機能が働かなくなればなるほど、不透明性と不確実

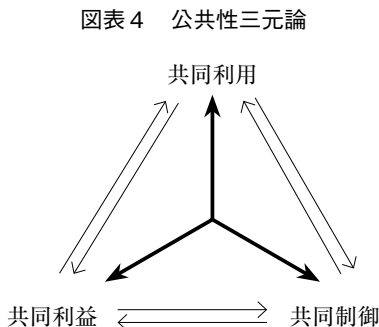
性そして不安定性は増大する。

その結果、環境汚染をして安価に作られた製品を買わされたり、よく理解できない難解な情報や虚偽の情報によってだまされたり、偽札・偽金や減価した貨幣をつかまされたり、重量や表示をごまかされたり、宣伝とは異なる粗悪品や毒薬の入った食料品を買わされたり、社会的不正により調達した物品を買わされたり、有利な投資先があるとの甘い話でお金をだましとられたりするリスク（信用リスク：取引相手リスク）が、生じるのである。

アメリカ発の世界金融危機にみられるように、信用の崩壊や風評の広がりによる集合的不安定性は、共同利用関係の崩壊につながり、社会に甚大な被害を与えるのである。

以上のように共同利用関係という人間の集合的行為関係・行為様式は、三つの行為側面をもっているのです。そのそれぞれの行為側面について多様な方法や質的水準があり、それらはたえず変動するとともに、その三つの行為側面は相互に関係しあって作用する。したがって、多数の、多様な、重層的に関係して動的に存在する人間の集合的行為関係・行為様式を、そのようなものとして柔軟に総合的にとらえる方法が必要になる。このような方法論をわたしは「公共性三元論」とよぶことにした（図表4参照）。

多様な共同利用行為のそれぞれについて多様な方法と質的水準があることは、図表における太い三本の矢印軸で表すことができる。共同利用軸、共同制御軸、



出所) 筆者作成

共同利益軸の三本の軸である。これらは三つの行為側面のそれぞれについての質的水準を判定する軸となる。矢印の外側に向かって広がっていけばそれらの質的水準はより高度なものとなる。

図表の細い矢印で表したものは、それらの行為側面が相互に関係しあっていることを示している。共同利用が持続的な共同利益を生み出すようにするためにはどのような共同制御行為が必要で、どのように成功し、どのように失敗したか、公共性研究とは、このような人間の集合的行為関係・行為様式の相互作用の動態を、歴史的・具体的・現実的に明らかにすることである。

新古典派と公共経済学派は、ある人の消費を排除できないこと(非排除性)と、ある人の消費が他の人の消費を妨げないこと(非競合性)という二つの条件を満たす財を公共財と定義した。しかしそのような性質を最初からもつ財は現実には存在しない。排除は技術的にも物理的にもいつでも可能である。また非競合性という性質をもつ財・サービスもこの世に存在しえない。ある人の消費が他の人の消費を妨げない(減少させない)財というのは、使っても使っても減らないような財なのである。

その後の論争において提唱者自身がこの両原理が純粹に当てはまるのは、国防ぐらいであると認め、それらを純粹公共財と定義し、それ以外の、これらの原理が一つしか当てはまらないものを準公共財とよぶようになった。最近では、非排除性については、排除費用が高い財と定義するというように変質もしてきた。非排除性と非競合性をもつ公共財の典型として研究者がしばしば引用してきた街灯、灯台、公園などの事例についても、決してそうではないとの反省的論調も現れるようになっていく。<sup>12)</sup>

ただし、非排除性という縦軸と、非競合性という横軸の二つの分析軸で、財・サービスの性質を分類する方法は残っている。非排除性はあるが競合性がある(他の人の消費を妨げる)のがコモンプール財で、自然環境に代表される。排除は可能であるが競合性がない(他の人の消費を妨げない)のが会員制のクラブ財である。そして、排除性と競合性がある(他の人の消費を妨げる)のが私的財というようにである。また競合性原理で定義して、混雑しない道路は公共財であるが、混雑する道路は私的財に近くなると説明する。

しかし、自然環境には、他の人や人々の利用を排除する利用様式もたくさん存在するし、会員制のクラブ財（例えばスイミング・クラブ）であっても、十分なスペースと余裕がなければ、ある人の消費が他の人の消費を妨げる（混雑する）ことはある。私的財が完全に自分だけで消費できるなら（排他性）、他の人の消費を妨げることはあり得ない（非競合性）。みんなが利用している道路が混雑する時だけ私的財に近くなるというに至っては、不思議というほかない。私的財に近くなるなら、利用における私的自由は拡大するはずである。

人間の集合的的行為関係や行為様式の有り様が、共同利用の範囲（利用排除の範囲）やそれによって可能な財・サービスの性質や量を定めるものであるのに、それを逆さまにして、「非排他性」と「非競合性」という財・サービスの素材的性質でもって公共財かどうかを決めようとした方法論に問題があったのである。

共同利用方法には、投出行為と投入行為の結合方法の相異および[U]<sub>p</sub>の素材的性質の違いに対応して、自然界共同利用、伝達の共同利用、単位的共同利用、合同的共同利用、相互扶助的共同利用、交換的共同利用、貨幣的共同利用、貸借的共同利用などの多様な方法があり、これらがさまざまに組み合わさって、おたがいに他の働きを補完しあって複合的に機能する。

自然界共同利用とは、太陽光、大気・気流、雨・雪などの降水、気候、温度、海洋・海流、海岸・浜・干潟、深海底、河川、湖沼・湿地帯、地下水脈、平野・原野、土地・土壌、山野、森林・原生林・熱帯林、山岳、地下空間、地下資源・化石資源・鉱物資源、多種多様な微生物類と動植物群、南極圏・北極圏、成層圏に至る空中空間、オゾン層、宇宙空間などの、自然界が人間にもたらすさまざまな恵みを、異質的あるいは同質的にそして直接的あるいは間接的に、共同利用していることである。

異質的共同利用とは、例えば大気についてみれば、生命の維持のために酸素を吸引して二酸化炭素を排出したり、自動車の燃焼エネルギーとして酸素を吸収し二酸化炭素や窒素ガスなどを排出したり、工場の生産・操業のために酸素を吸収して二酸化炭素をふくめ種々のガスを排出したり、気流を利用して風力発電に利用するなどの多様な利用方法を、複数の人ががしていることである。海洋についていえば、漁業、海運、二酸化炭素の吸収、海底資源の利用、軍事的

利用、釣りや海水浴などの娯楽、景観などの利用方法を、複数の人がしていることである。河川についても同様に、飲料水・生活水としての利用、工場の生産・操業のための工業用水としての利用、農産物のための農業用水としての利用、漁業としての利用、運輸としての利用、水力発電としての利用、釣りやキャンプなどの娯楽や景観としての利用などである。森林は、二酸化炭素を吸収し、木材を産出し、多様な微生物や動植物の有機的多様性を育み、貯水機能を果たし、娯楽や景観としても恵みを与える。<sup>13)</sup>

同質的共同利用とは、上述した異なったそれぞれの利用方法について複数の人が共同利用していることである。

直接的共同利用とは、呼吸をして大気を直接に利用するなどのように、複数の人がこれらの自然資源の恵みを直接に得ることである。私的財のように個人や地域・集団による排他的利用の場合もあれば、すべての人々に利用が開放されている非排他的利用の場合もある。

間接的共同利用とは、採取業者、加工業者、流通業者などを仲介するなどして、複数の人々がこれらの恵みを受けることである。この際にも、個人や地域・集団によって排他的利用されている場合と、すべての人々に利用が開放されている場合がある。

自然界共同利用を支える[U]pは、太陽光の下で大気と水が対流と循環を繰り返す地球の自然系と、微生物類や動植物群などの多種多様な生物体が形成する有機的生態系で構成された空間的・時間的な地球循環システムである。人間もこの循環システムの一つの要素を占めるに過ぎない。したがってある人間の投出と投入行為は、それぞれの地域やそれぞれの利用様式にかかわらず、すべての側面において他のシステムの諸要素の作用や働きとつながっており、他の人間の投出と投入行為にも作用と影響を及ぼす。このためこれらの共同利用関係者すべてに持続的共同利用の社会的責任が発生する。<sup>14)</sup>

これらの多くが国境をこえて存在していたり、その恵みや作用が国境をこえて及んでいるので、これらは後ほど検討する国際公共財(地球公共財)であり、人間の生存を根本から支える根源的公共財である。このことについては第4章においても検討する。



伝達的共同利用とは、Aの投出した情報がBに投入されて伝えられたり、Bの投出情報がAに投入されて伝えられたりすることである。

AとBのそれぞれの投出・投入行為が結合されるのであるから、双方の意思や意図、考えが支障なく、効率的に伝達される必要がある。またこれによってそれぞれがもっている有用な知識や情報、文化がそれぞれに伝えられる。AとBそれぞれ単独では入手できなかった有用物に関する情報や有益情報、文化などを獲得できるのである。

このような共同利用関係を支える利用対象物[U]<sub>p</sub>として、まず重要なものに、共通の言語と文字があげられる。言語と文字は、人類が開発したもっとも基盤的な公共財である。そしてこれらを教える公教育や学校も基盤的な公共財となることはいうまでもない。さらに言語と文字を記録・保存する媒体、およびそれらを伝える信号やケーブル、通信設備、電波などのさまざまな通信手段も公共財となる。

また知識を保存する図書館、文化や絵画などを保存する美術館、郵便・電話などの通信手段、新聞・公共放送などのマスメディアなどもあり、最近急速に普及し始めたインターネットもそうである。これらとこれらを機能させるハードウェアやソフトウェアさらにそれにかかわる人材とサービスは、誰にも利用が開かれた社会の重要な公共財となる。<sup>15)</sup>

これらによって有用・有益な知識や情報、生活方法、生活習慣、文化、音楽、絵画、娯楽、生活規範・モラルなどが広められ、蓄積され、伝承されていくのである。これらの情報伝達手段は、以下に述べるすべての共同利用に欠かせないものであるとともに、投出と投入行為をコントロールするための共同制御手段として、民主主義と情報公開の基盤になる。

「市民的公共性」を提起した公共哲学者のハーバマス氏が、公共性を「コミュニケーションの場としての公共空間」に求め、言論・表現の自由と情報公開、公論の重要性を強調したのにも根拠がある。

なお蛇足ながら、言語と文字の素材的性質は単なる無意味な記号であり、音声通信も単なる人工音である。それに共通の意味を与え、それを共同で学ぶことによって、それらはコミュニケーションを担う重要不可欠な公共財となる。

言語と文字が「非排除性」という性質があるから公共財ということではない。特定言語や特定文字の排除は可能であり、実際に先住民の言語や文字が排除され、支配地域の言語や文字の使用が上から強制されるなどのことは、歴史上頻繁に生じた。これらの歴史的経緯から複数の言語や文字を公用語としている多言語国家も多い。なお人間の労働や仕事は共同利用関係を必要として、物対人の関係ではなく人対人の関係があつて機能するものであり、人とのコミュニケーションなくしては成立しえないことについては前述した。

単位的共同利用とは、投出行為や投入行為の時間の長さの単位や、投出あるいは投入するモノやサービスの長さ、重さ、大きさなどの単位とその表示や計算に用いる数字を共通の標準化したものにするものである。AやBがそれぞれ自分独自の時間単位、度量衡基準や数字を用いていたのでは、換算したり読み替えるなどの作業や費用が余分に必要になり、それによって共同利用行為や取引が煩雑で不効率で不便になるのである。

このような共同利用関係を支える利用対象物[U]pとして、共通の数字、時間単位や標準時間、共通の暦、長さや重さ、大きさなどの度量衡などの共通の尺度単位が開発されて、適用されるようになり、社会の誰もが利用する公共財となったのである。もちろんある特定の暦や度量衡などの単位の排除は可能であり、日本では近代化のために伝統的な尺貫法をやめて、西洋式のメートル法を採用したのである。<sup>16)</sup>

合同的共同利用とは、Aの投出とBの投出が合同され、同様にAの投入とBの投入も合同される方法である。

AとBがいっしょに作業をする協業や仕事を手分けする分業などの方法で協力して、労働やエネルギーを合同投出することによって、より多くの水や食料を獲得できたり、より広くて長い道路の建設と維持などが可能になり、それらを同時にあるいは順次に利用できるようになる。自己の安全と平和も、AとBの合同投出によってより強固な防御手段が開発・建設されたり、より平和な交流関係が形成されれば、さらに確かなものになる。安全と平和が公共財なのではなく、それを共同で確保する防御手段や平和交流手段に公共財としての役割が与えられるのである。

相互扶助的共同利用とは、事故や災害、病気などに備えて食料や生活物資などを蓄えたり、いざというときに支援や治療を受けたりできるような保険機能や安全網(セーフティネット)を、単独ではなく共同で準備することである。共同備蓄機能によって単独で実施するよりも、少ない準備金で多くの保障機能を得られることができるのである。

交換的共同利用とは、Aの投出した有用物あるいは有用サービスがBの投出した有用物あるいは有用サービスと交換され、それぞれのところで投入されて消費される方法である。これによってAとBそれぞれ自分の領域にはなかった有用物を獲得できたり、有用サービスを受けることができる。

中世の英国では、町の中心地には屋根付きのマーケット・ホール(市場)があり、パブリックの語源ともなったといわれている。これらの広場を中心として市民が集まってきて、さまざまな交流が行われ、市庁舎や娯楽施設なども出来て町の中心になって発展してきたのである。これらの市場にならべられた有用物は、最初から他人の消費を目的とした物であって、自分にとってではなく、他人にとっての有用物であることを必要とする。

上で述べた交換的共同利用においては、いつもおたがいに交換したい有用物が一致するとは限らない。そこでいったん誰もが必要とする可能性の高い有用物と交換しておき、次にそれを使って自分の欲しい物と交換するという取引方法が日常になった。この過程で誰もが必要とする可能性が高い有用物(汎用性の高い生活必需品)が、共通の交換手段として使われるようになった。これが貨幣の誕生である。貨幣は物品貨幣として人類史において長くその役割を果たした。米、麦、布、塩、油、家畜など、できる限り保存性や分割性、運搬性、携帯性が良好な有用物が貨幣としての役割を果たした。古代ローマ帝国の兵士の給料は塩で支給されていたし、江戸時代の武士は米で給与をもらっていた。自分で消費するためでなく、それを使って自分が必要とする他の有用物と交換するためである。

交換的共同利用の地域的发展とともに、保存性・分割性・携帯性に優れた素材的性質をもった金属類がそれらにとって代わり、より優れたそのような特性をもった貴金属の銀や金が現れ、金が貨幣としての地位を独占するようになっ

ていった。

さらに金を節約・管理するために金と交換できる銀行券（兌換銀行券）が発行されたが、戦争と恐慌のため金との交換は停止され、現代では中央銀行が発行・管理する紙を材料とした不換銀行券が貨幣の主流になっている。

マルクス氏は、次のように貨幣の発生過程について述べている。「他のすべての商品の社会的行動が、ある一定の商品を除外して、この除外された商品で他の全商品が自分たちの価値を全面的に表すのである。このことによって、この商品の現物形態は、社会的に認められた等価形態になる。共通の等価物であることは、社会的過程によって、この除外された商品の独自の社会的機能になる。こうして、この商品は—貨幣になるのである。」<sup>17)</sup>

貨幣とは社会にとっての「共通の等価物」である。共通の等価物というのは、その社会のすべての人がそれをもって自分の必要とする物は何でも入手できる万能性を、貨幣と認めた材料に与えたということである。この万能性ゆえ、商品やサービスだけでなく、給与、租税、国家予算、企業の財務や簿記などの、経済活動にかかわるすべての数量を、この共通貨幣単位で表示することができる（価値尺度機能）。貨幣単位とは、例えば円、米ドル、ユーロ、ポンドなどであって、それぞれの国によって異なる。この機能によって経済活動の評価や比較、予測が一元的に容易にできるのである。そしてこの貨幣を使って必要な有用物と交換したり（交換手段機能）、給与や返済などの支払いに使ったり（支払い手段機能）、準備金として貯めておくことができる（貯蓄機能）。この貨幣の公共財としての働きなくしては、つまり貨幣的共同利用関係なくしては、生産も消費も生活もすべてが成り立たなくなる。

貸借的共同利用とは、Aの投出した貯蓄をBが借り受けて投入し後に利子をつけて返済したり、その反対にBの投出した貯蓄をAが借り受けて投入し後に利子を添えて返済する方法である。AとBの間には、債権者と債務者という信用関係が形成される。

日本の中世には、<sup>すいこまい</sup>出拳米という借金制度があった。これは農民が春に種モミを領主から借り入れ、秋の収穫時には借り入れ元本に利子分をつけて返済するという仕組みである。一粒の種モミは100倍のモミをつけるので可能であった

のである。しかも、①この利子の総量は元本の2倍を超えてはならないこと、②借り手の意思に反して質に入れた土地が流れることはないこと、という法律（律令）によって借り手が保護されていた。貸し手も、借り手が破たんしてしまつては元も子もないからであり、貸し手と借り手が共生できることを保証する仕組みがあったのである。

他にも「無尽」、「頼母子講」などの小口の資金を出し合つて困つたときに助け合う金融制度もあった。これは全員参加であつて村落共同体の絆を維持するためのものであり、現代に至つてもこの風習が受け継がれている村があることが報道で紹介された。これらの制度が信用組合や信用金庫などの協同組合金融へと受け継がれて、銀行制度の発展の礎になつたのである。<sup>18)</sup>

前述したように、以上に述べた共同利用関係は、お互いに他の共同利用関係の働きを補完しあつて複合的に機能する。

例えば、農業による土地の利用が田園という風景・景観を提供したり大雨時の遊水池としての機能を果たしたり、合同的共同利用によって自然資源の効率的利用が可能になったり、交換的共同利用にとっては相互の意思を伝え合う伝達的共同利用や共通の計量単位を用いる単位的共同利用および人間の移動や物流などの運輸サービスを担う道路が不可欠であるが、その道路は飛脚や郵便自動車などのような伝達通信機能を果たす。また貨幣的共同利用は単位的共同利用を必要とするが、合同的共同利用、交換的共同利用、貸借的共同利用を飛躍的に発展させる、などのようにである。

このような共同利用関係の相互補完的働きを複合的共同利用効果とよぶことにしよう。このような現象を経済学では「正の外部効果」などという難しい概念を使って表すが、単に共同利用関係が複合しているだけのことである。

以上、主要な共同利用関係をあげてみたが、実際に存在・生成する人間の共同利用関係はこれらに限定されるものではない。もっと多種多様で多数の共同利用関係が存在するし、それらは相互に網の目で結ばれている。科学技術の発展や政治・経済・軍事における時代の変化とともに、新しい共同利用関係が生成したり、広がったり、劣化したり、消滅したりもする。

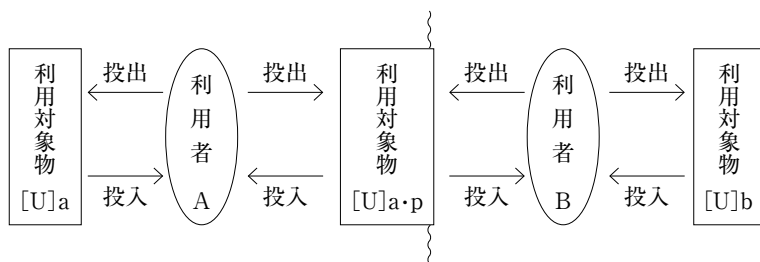
### 共同利用様式（単純非対等ケース）

これまででは、単純対等なケースを前提にして共同利用様式について検討を続けてきた。しかし現実には、前述したように、共同利用関係は多様な様式で存在しているのである。その一つとしてここで検討しておかなければならないのは、非対等の共同利用関係のケースである（図表5参照）。

これは、AとBの力関係に格差があり、一方が強者で他方が弱者である場合の共同利用関係のことである。図表ではAの側が優位にあるように設定したが、Aにとっては、利用対象物[U]は、自分の私的財に近い性格をもちつつもBにも利用を開放しているという関係にある。

例えば、自然界共同利用についていえば、大気の大気の上流と下流、河川の上流と下流、海流や潮のながれの上流と下流では、上流にいる者が優位の立場にたちそれらの自然資源を自分の好きなように使うことができる。あるいは重要情報について多くの情報や情報源をもっている側の者が優位にたち、相手側に対して情報操作などのことを容易に行うことができる。さらに単位や貨幣についての制定権限や発行権限をもっている側の者が、その権限を自分に有利に使うかもしれない。また相手方に不利になるような投出と投入行為を命じる権

図表5 共同利用様式（単純非対等ケース）



注) [U]a・pは利用者Aの私的財に近い性格をもつとともに、利用者Aと利用者Bの公共財になる。

[U]aは利用者Aの私的財である。

[U]bは利用者Bの私的財である。

~~~~はAの私的領域とBの私的領域の遮断装置である。

出所) 筆者作成

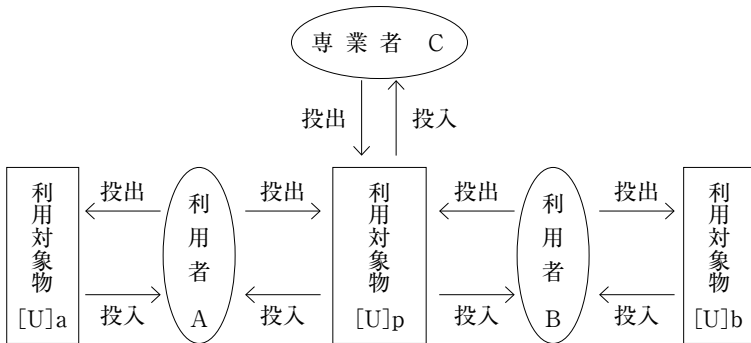
限をもっている側の者が、その権限を行使するかもしれないのである。

共同利用関係という言葉を使うこと自体と矛盾はしているが、現実には、このような不公平な状況は多く存在する。先に示した公共性三元論評価からすれば、共同利用関係は成立してはいるものの、共同利益関係と共同制御関係はより劣悪な水準にあると評価するしかないのである。

### 共同利用様式（社会的専門分業ケース）

共同利用関係が地域的にも人数的にも規模と範囲を拡大していくにつれて、共同の利用対象物[U]<sub>p</sub>の調整・仲介・管理・供給などの業務を専業とするCという人物や組織が登場するようになる。投出と投入が集中するにつれて、それらを効率よく結合させていくためには、専門的知識や技能・技術、経験、装備を蓄積することが必要になるし、現実には、それらの仕事を得意として専業とする人や組織がAとBのなかから分化して現れてくるのである。これによってよりいっそう高度な共同利用関係が形成される（図表6参照）。

図表6 共同利用様式（社会的専門分業ケース）



注) [U]<sub>p</sub>は利用者Aと利用者Bの公共財である。Cは公共財の調整・仲介・管理・供給を分業的に担う専業者である。

[U]<sub>a</sub>は利用者Aの私的財である。

[U]<sub>b</sub>は利用者Bの私的財である。

出所) 筆者作成

このような社会的専門分業には、垂直的社会分業と、水平的社会分業という二つの種類がある。<sup>19)</sup>

垂直的社会分業とは、AとBがもっていた専門性と自主的権限をCが吸い上げて、優越的で強制的な権限をもつ上下関係を形成することである。力のあるCが強制的にこのような権限を奪い取る場合もあれば、AとBによる自主的・民主的な権限付託と信託によってこのような関係が形成される場合がある。いずれにせよCは、専門的能力をもった政治集団や行政集団（官僚と公務員集団）を組織して、政府を形成する。AとBによる共同利用関係は、専門能力と強制権限をもったCが調整、仲介、管理、供給を担う共同利用関係に編成替えされることになる。

AとBは市民・納税者として租税などを納める強制的な義務を負い(投出)、その見返りにさまざまな公的サービスを受給するだけの立場にたつ(投入)。

投出の強制合同により多くの労働やエネルギーが集中される結果、それだけ大規模な設備を備えた[U]pの建設も可能になった。日本の弥生時代にはすでに大規模な灌漑用水を備えた田畑があった。また飛鳥から奈良時代には横幅数十メートルにもなる排水溝をそなえた直線の古代ハイウェイが、都から日本の各地へ延びていた。古代ローマ帝国においては大陸をこえ広大な地域まで延びた道路網が整備されていた。カンボジアのアンコールワットは巨大な農業用水のため池であり、国王の仕事は水位の測定といっせいで散水の時期を決めることであったという。これらの大規模公共事業によって生産性は大きく上昇したであろうが、強制徴用されて犠牲になった人々もさぞ多かったものと思われる。

現代では政府による公共事業によって、ダムや上下水道設備網、ガス配給設備網、発電と送電設備網、車の同時走行が可能な車線幅の広い道路や運河や空港、大量に人員や物資を輸送できる交通網が整備されるようになっている。

政府組織は、貨幣材料や貨幣単位の統一と制定、鑄貨(コイン)の製造、貨幣の管理や銀行券の発行を統一するための中央銀行の整備、重量単位や度量衡単位の統一と制定、標準的な言語や文字の整備、言語や文字を教える義務教育制度の整備と実施、郵便・通信制度の発足、誰にも平等に適用される法規範の制定などに着手し、公共財の統一的整備を可能にする。



租税や年金などを徴取することによる公的医療、公的保険、公的年金制度などの、社会保障制度も整備されるようになる。

Cがその専門能力を生かして、AとBの投出と投入をうまく結合させ、よりすくない投出でより多くの投入成果につながるようにできればいいが、問題は、その専門性が特権化と密室性・複雑性を生みだし、投出と投入がどのように結びつけられたのかが、外部からは見えなく、わからなくなることである。そうなるとそれらがCによって私物化されたり、浪費されていたり、不正や腐敗を生み出していたりすることが多くなり、第1章でもふれた公共性疎外が強まる。しかも強制的権力をもっているので、[U]pを特定階層や特定階級、特定政党が独占するようになったり、軍事独裁政権などが掌握することなどになれば、ますます公共性疎外は強まり、公共性三元論評価からみてもっとも劣悪な共同利益水準、共同制御水準になってしまうのである。

公共財としての持続的利益を高めるためには、共同利用関係者すべてが相互作用と相互依存の関係にあることを容易に認識できることによって、それぞれが社会的責任を果たすことの自覚と共感を高めることが必要であった。市民・納税者が受け身的立場に留まるのではなく、より積極的に社会的責任を果たすために、政府や行政、政治家の社会的責任の実施状況についての重要情報の開示を求め、政府・行政・政治家もそれを誰もが簡単・明瞭に理解できるように開示し、それに基づき社会的責任評価が実施され、それが投票行動や政治家の評価と選択に反映できることが必要である。さらに行政や政治への直接参与も不可欠である。このことによって公務としての職業倫理と規律が高まるのである。またそのような社会的責任教育が職務現場と教育現場に導入される必要がある。

水平的社会分業とは、AとBがもっていた専門性をCが吸い上げ、専門的な事業を行う経営組織(企業や金融機関)を立ち上げることである。Cはその専門能力を生かして、AとBの投出と投入を結合させる共同利用関係を担う。AとBによる共同利用関係は、経営や金融の専門能力をもったCが調整、仲介、管理、供給を担う共同利用関係に編成替えされることになる。

AとBは対価や料金、手数料などをCに支払い(投出)、その見返りにさまざま

まな有用物や有用サービスをCから購入するだけの消費者になる(投入)。金融の場合には、Cに資金決済の仲介をゆだねて手数料を支払う金融消費者になったり、Cに資金をあずける預金者や運用をまかせる投資家などの金融消費者になったり(投出)、資金を借り入れる金融消費者になったりする(投入)。Cという会社の株式を購入して経営参加もできる株主になることもある。

現代では、伝達の共同利用を担うのは民間の通信会社であるし、生産や生活に必要な有用物や有用サービスの多くは、交換的共同利用を担う民間企業によって提供されている。自然界共同利用の多くの部分は企業が中心になって最終消費者までの間を仲介している。企業規模が大きくなればなるほど、それはより多くの共同利用関係を担うことになり、その社会的役割は大きくなる。

企業や金融機関がその専門能力を生かして、AとBの投出と投入をうまく結合させ、よりすくない投出で多様な人々のニーズに対応できる投入成果を生み出せるようにできればいいが、前述したのと同様に、問題はそれらの専門性が優越的権力と密室性・複雑性を生みだし、投出と投入の結びつきが外部からは見えなく、わからなくなり、その結果、偽装や談合、脱税、優越的地位の濫用、不正や腐敗などを生み出す温床になることである。

前述したように、公共財としての持続的利益を高めるためには、共同利用関係者すべてが相互作用と相互依存の関係にあることを認識でき、それぞれが社会的責任を果たすことの自覚と共感を高めることが必要であった。消費者や金融消費者が受け身的立場に留まるのではなく、より積極的に社会的責任を果たすために、企業や金融機関の社会的責任の実施状況についての重要情報の開示を求め、企業や金融機関の誰もがそれを簡単・明瞭に理解できるように開示し、これに基づき社会的責任評価が実施され、それが株価や信用評価に反映できることが必要である。このような社会的責任評価によって、企業人のモラルや職業規律が高められるのである。この場合にも、職務現場と教育現場に社会的責任教育や社会的責任金融教育の導入は必要である。

マルクス氏は、銀行制度と信用の役割について次のように述べる。「銀行制度は、形態的な組織や集中という点から見れば、…(中略：紀国)…およそ資本主義的生産様式がつくりだす最も人工的な最も完成した産物である。それだけ

からこそ、イングランド銀行のような機関が商業や産業の上に巨大な力を揮うのである。といっても、商業や産業の現実の運動はまったくこのような機関の領域の外にあるのであって、この運動にたいしてこのような機関はまったく受動的な関係にあるのであるが。たしかに、それとともに社会的な規模での、生産手段についてのみんなのための簿記やみんなのための配分の形式は与えられている。しかしただ形式だけである。」<sup>20)</sup>

簿記とは、資金の流れを会計帳簿で認識・理解できるようにする方法である。したがって、「みんなのための簿記」とは、資金の使い方や資金の流れが誰にもみえるようにすることである。「みんなのための資金配分」とは、このような資金の使い方や資金の流れをみんなが認識・理解できることによって、社会的利益がより高まるような資金配分が可能になることを示している。形式に内容を盛り込むのは、人間の創造的行為である。

## 注)

- 1) 筆者が「公共性」について学際的な学説研究をまとめた成果は、次の拙稿である。紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討 (1) —」。「国際公共性」について学際的な学説研究をまとめた成果は、次の三つの分割論文である。紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (上) —国際金融システムの規範的方法の検討 (2) —」, [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (中) —国際金融システムの規範的方法の検討 (2) —」, [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (下) —国際金融システムの規範的方法の検討 (2) —」。
- 2) サミュエルソン氏がその定義を最初に提唱したのは、Samuelson P.M., “The Pure Theory of Public Expenditure” である。マズグレイブ氏が提唱したのは、Musgrave R. A., *The Theory of Public Finance* (木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳 [1961] 『財政理論』) においてである。これについては、深谷昌弘 [1972] 『公共財と社会システム』, 柴田弘文・柴田愛子 [1988] 『公共経済学』を参考にした。マズグレイブ氏は、氏のいう「第一の社会的欲求(本来の社会的欲求)」について、「社会的欲求とは、すべてのひとびとが等しい量の消費の対象とすべきサービスによって充足されるところの欲求である。このサービスの費用を支払わないからといって、その利益の享受から除去されることはありえない」と述べている(木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳 [1961] 『財政理論』 p.10)。しかし私見によれば、これは、ある人の消費が他の人の消費を妨げないこと(非競合性)を示した訳ではない。後生の人が曲解したのではなからうか。
- 3) ハンナ・アレント氏の公共性論については、川崎修 [1998] 『アレント：公共性

- の復権』, 桂木隆夫 [2005] 『公共哲学とはなんだろう：民主主義と市場の新しい見方』, 齋藤純一 [2000] 『公共性』, 齋藤純一 [2008] 『政治と複数性—民主的な公共性に向けて』で明快に語られているのでそれらを参考にした。
- 4) ユルゲン・ハーバマス氏の公共性学説は, 拙稿の紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説」で引用して解説した。ハンナ・アレント氏については上記の文献を参考にした。山脇直司氏と金泰昌氏は, 公と私を二分して公と私の間に公共性を位置づけ, それを「活私開公」と定義する「公共性三分法」を唱えた。これについては, 山脇直司 [2004] 『公共哲学とは何か』 pp. 33~37, および公共哲学京都フォーラム編 [2008] 『公共哲学のあゆみ』 pp. 152~154で示されている。金泰昌氏の「公共性三分法」については上記の文献でも発言が紹介されているが, 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『中間集団が開く公共性』 pp. 375~379でより詳細に明らかにされている。
- 5) 参考文献に掲げた公共哲学京都フォーラム編の公共哲学文献の, 2001年から2008年にかけての22巻がそれである。
- 6) 宇沢弘文氏と池上惇氏の学説は, 次の拙稿で紹介した。紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説」。
- 7) 「国際公共性」に関する学説の紹介と検討は, 次の拙稿参照。紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (上)(中)(下)」。
- 8) カール・マルクス [1968] 『資本論』 第1巻第1章, pp. 102~103, 原文 pp. 90~91。
- 9) このような人間観をわたしは「方法論的人間主義」と名づけた。詳しくは次の拙稿参照。紀国正典 [2006] 「国際金融システム論 (2)—金融におけるシステム論的方法の展開—」。
- 10) 「共同利用財」という概念を提唱して公共財研究に挑んだ先駆的研究は, わたしの知る限りで日本においては, 深谷昌弘氏の次の研究成果だけである。深谷昌弘 [1972] 『公共財と社会システム』。深谷氏は, 公共財研究を, ①サミュエルソン氏, マスグレイブ氏の外部性アプローチ, ②ブキャナン氏の結合供給アプローチ, ③スタイナー氏の共同利用アプローチと三つに分類し, 氏の立場は③にあることを明らかにする。そして多様に存在する共同利用財について鋭い分析を展開するのであるが, 残念ながら, それらの共同利用財のうち政府が管理・運営する財を「公共財」と定義するに至る。しかしわたしの立場は, 多様に存在する共同利用財すべてを, その複数人による共同利用的性格でもって公共財と広く定義する点で, 氏とは異なる。わたしは, 公共財的性格を複数人による利用範囲と利用規模に求めるブキャナン氏のクラブ財の議論と共通する立場にある。深谷氏によれば, 私企業が経営する私鉄は私的財であり公営鉄道は公共財というのであるが, わたしの考えからは, 経営様式に関係なくいずれも公共財である。
- 11) カール・マルクス [1968] 『資本論』 第1巻第2章, p. 124, 原文 pp. 107~108。
- 12) 私的に所有・経営されている灯台も存在して, 私的財に近い性質をもつことの指摘は, *Mankiw N.G., Principles of Economics*, 1997 (邦訳: 足立英之・石川城太・小川英治・地主敏樹・中馬宏之・柳川隆 [2000] 『マンキュー経済学①ミクロ編』)

- pp. 300～320。「費用に制限がないのなら灯台の光，国防等といえども便益受領を拒むのも物理的に不可能ではない」との主張は，柴田弘文・柴田愛子 [1988]『公共経済学』 pp. 139～144。
- 13) 共有資源 (common property) の管理には自主的組織 (self-organized) や自己管理 (self-governed) によるものなどがあり，多様であることを具体的・現実的に明らかにしたことで，オストローム氏にノーベル経済学賞が授与されたが，同様の視点から具体的・現実的に共同利用と管理様式を検討したものに，次のグループによる研究成果がある。飯國芳明 [2010]「特集『コモンズの形成と環境問題』にあたって」，松本允郎 [2010]「自然資源をめぐる秩序形成に関する序論的考察—いわゆるコモンズ論を契機として」，飯國芳明 [2010]「コモンズ形成の原理と現代的課題」，新保輝幸 [2010]「海のコモンズの現代的可能性」，緒方賢一 [2010]「漁業権による沿岸海域の管理可能性—高知県の現状から—」。なお飯國教授からは有益なアドバイスのいくつかの文献の拝借を受けた。記して謝意を表するものである。
- 14) オストローム氏は，自然資源 (氏は「common-pool resources: CPRs」と表現する) を，ストック概念である「リソース・システム (resource・system)」とフロー概念である「リソース・ユニット (resource・units)」の二つに分類して区別することの重要性を強調する。リソース・システムは非排除性をもち公共財に近いが，リソース・ユニットは競合性をもち私的財に近いという。リソース・システムの例としては，「漁場，地下水脈，牧草地，コンピューターシステム，灌漑用水路，河川，湖」をあげ，リソース・ユニットの例には，「漁場から獲得される漁獲高 X トン，地下水脈からくみだされる水 X トン」を示している。このように二つに分類することで新古典派などの公共財論の難点を解決しようとしたという。Ostrom E., *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, pp. 30～33。リソース・ユニット概念は，わたしのいう投出・投入行為概念に近いが，物質的な側面に重点があるのに対して，わたしの場合は，人間による双方向の創造的行為概念である点で異なる。
- 15) 名和小太郎氏は，過度な著作権保護を抑えて情報の公有領域を適度に拡大する「ほどよいコモンズ」を提唱している。名和小太郎 [2006]『情報の私有・共有・公有：ユーザーからみた著作権』。
- 16) 国際経済学者のキンドルバーガー氏は，氏の国際公共財研究において，平和，自由貿易制度，海洋航海の自由，財産権，標準化された重量や計量単位，固定為替相場制度などを国際公共財としてあげている。Kindleberger C. P., *The International Economic Order: Essays on Financial Crisis and International Public Goods*, pp. 133～139。
- 17) カール・マルクス [1968]『資本論』第1巻第2章，p. 116，原文 p. 101。なお左記の訳文では，「Allgemeines Aequivalent」を「一般的等価物」と訳していたが，これは不適切と思われる。「allgemein」の第1の意味は「全般の，世間一般の，みんなの，共通の」であって，第2の意味に「一般的な，だいたいの，おおまかな」

という意味がある（小学館独和辞典：1985年，参考までにDUDEN 独独重要用語辞典：1970年でも確認した）。ちなみに「das allgemeine Wohl」は「公共の福祉」であり、「Allgemeingut」は「公共の所有物，公共財産」である。マルクス氏の使用している「allgemein」の多くは，この第1の意味の「みんなの，共通の」という公共財の意味で理解すべきである。したがってわたしは本稿において「Allgemeines Aequivalent」を「共通の等価物」と訳した。

- 18) 中世から近・現代にかけての借金制度の変移について，わかりやすく解説したのが次の文献とテレビ放映である。井原今朝男 [2009] 『ニッポン借金事情』 [NHK 教育テレビ放映：1. 借金は社会の潤滑油 (10/6), 2. 借金も財産の内 (10/7), 3. 借り手保護から貸し手保護へ (10/20), 4. 貸し手優位の時代 (10/27)]。
- 19) 社会的分業を金融面における垂直的金融分業と水平的金融分業として分析した研究成果は，次の拙稿である。紀国正典 [2006] 「国際金融システム論 (2) —金融におけるシステム論的方法の展開—」 pp. 279～288。
- 20) カール・マルクス [1968] 『資本論』 第3巻第36章，pp. 782～783，原文 pp. 620～621。上記の注17で示したように，「allgemeinen Buchführung und Verteilung der Produktionsmittel」も「生産手段の一般的簿記や配分」ではなく，本稿のように「生産手段についてのみんなのための簿記や配分」と訳した。

## 参考文献

〔以下に掲げる参考文献は，1999年に発表した拙稿：紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討 (1)」で紹介した参考文献以降に発表されたものと，それ以前についてもその後のわたしの研究の進展において注目するようになった研究文献をまとめたものである。同様に，国際公共性についての参考文献についても，拙稿：紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (上)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)一」，[2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (中)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)一」，[2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (下)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)一」で紹介した参考文献以降に発表された研究成果をまとめた。〕

なお，高知大学経済学会会誌『高知論叢』の特集論文「コモンズの形成と環境問題」と特集関係論文は一つにまとめた。さらに公共哲学京都フォーラム（金泰昌氏代表）編の公共哲学文献シリーズ（2001～2008年）については年代順にまとめた。〕

阿部清司・石戸光 [2008] 『相互依存のグローバル経済学—国際公共性を見すえて』  
明石書店。

Buchanan J. M. "An Economic Theory of Clubs", *Economica*, Feb. 1965.

Buchanan J. M. "Joint Supply, Externality, and Optimality", *Economica*, Nov. 1966.

Buchanan J. M. "Public Goods in Theory and Practice", *The Journal of Law & Economics*, Vol X, 1967.

- Buchanan J. M., *The Demand and Supply of Public Goods*, Rand McNally & Company, 1971 (邦訳：山之内光躬・日向寺純雄 [1984] 『公共財の理論：公共財の需要と供給』 文眞堂).
- Craig C. (ed.), *Habermas and the Public Sphere*, MIT Press, 1992 (邦訳：山本啓・新田滋 [1999] 『ハーバマスと公共圏』 未来社).
- 深谷昌弘 [1972] 『公共財と社会システム』 講座情報社会学第9巻：情報の社会経済学，学研.
- 原野翹・浜川清・晴山一穂編 [2003] 『民営化と公共性の確保』 法律文化社.
- 平井亮輔編 [2004] 『正義：現代社会の公共哲学を求めて』 嵯峨野書院.
- 井原今朝男 [2009] 『ニッポン借金事情』 NHK知る楽：歴史は眠らない，2009年10月，日本放送出版協会 [NHK教育テレビ放映：1. 借金は社会の潤滑油 (10/6), 2. 借金も財産の内 (10/7), 3. 借り手保護から貸し手保護へ (10/20), 4. 貸し手優位の時代 (10/27)].
- 飯國芳明 [2010] 「特集『コモンズの形成と環境問題』にあたって（特集：コモンズの形成と環境問題）」高知大学経済学会『高知論叢』第97号（諸岡慶昇教授定年退職記念号），2010年3月.
- 松本允郎 [2010] 「自然資源をめぐる秩序形成に関する序論的考察—いわゆるコモンズ論を契機として（特集：コモンズの形成と環境問題）」高知大学経済学会『高知論叢』第97号（諸岡慶昇教授定年退職記念号），2010年3月.
- 飯國芳明 [2010] 「コモンズ形成の原理と現代的課題（特集：コモンズの形成と環境問題）」高知大学経済学会『高知論叢』第97号（諸岡慶昇教授定年退職記念号），2010年3月.
- 新保輝幸 [2010] 「海のコモンズの現代的可能性（特集：コモンズの形成と環境問題）」高知大学経済学会『高知論叢』第97号（諸岡慶昇教授定年退職記念号），2010年3月.
- 緒方賢一 [2010] 「漁業権による沿岸海域の管理可能性—高知県の現状から—（特集：コモンズの形成と環境問題）」高知大学経済学会『高知論叢』第98号，2010年7月.
- 池上惇・二宮厚美 [2005] 『人間発達と公共性の経済学』 桜井書店.
- 井堀利宏 [1996] 『公共経済の理論』 有斐閣.
- 井上達夫 [1999] 『他者への自由：公共性の哲学としてのリベラリズム』 創文社.
- 井上達夫編 [2006] 『公共性の法哲学』 ナカニシヤ書店.
- 桂木隆夫 [2005] 『公共哲学とはなんだろう：民主主義と市場の新しい見方』 勁草書房.
- 神長勲・紙野健二・市橋克哉編 [2004] 『公共性の法構造：室井力先生古希記念論文集』 勁草書房.
- Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 23, *Das Kapital. Kritik der Politischen Ökonomie. Erster Band. Buch I : Der Produktionsprozess des Kapitals*. Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1962. (カール・マルクス [1968] 『資本論』 マルクス・エンゲルス全集刊行委員会訳，大月書店).
- 川村貞枝 (研究代表) [2006] 『国境をこえる「公共性」の比較史的研究』 Kyoto Prefectural

University.

川崎修 [1998]『アレント：公共性の復権』講談社.

Kindleberger C. P., *The International Economic Order : Essays on Financial Crisis and International Public Goods*, Harvester · Wheatsheaf, 1988.

紀国正典 [1999]「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討(1)—」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号, 1999年11月.

紀国正典 [1999]「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年12月.

紀国正典 [2001]「金融コングロマリット—OECDの研究成果の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第70号, 2001年3月.

紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(上)—国際金融システムの規範的方法の検討(2)—」高知大学経済学会『高知論叢』第73号, 2002年3月.

紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(中)—国際金融システムの規範的方法の検討(2)—」高知大学経済学会『高知論叢』第74号, 2002年7月.

紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(下)—国際金融システムの規範的方法の検討(2)—」高知大学経済学会『高知論叢』第75号, 2002年11月.

紀国正典 [2003]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討(1)—外部性論からのアプローチ—」高知大学経済学会『高知論叢』第78号, 2003年11月.

紀国正典 [2004]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討(2)—「公共財」論の問題点—」高知大学経済学会『高知論叢』第79号, 2004年2月.

紀国正典 [2004]「国際金融システム論(1)—システム・アプローチの意義と課題—」高知大学経済学会『高知論叢』第80号, 2004年7月.

紀国正典 [2005]「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価(2004)—高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第82号, 2005年3月.

紀国正典 [2005]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討(3)—貸手責任論と社会的責任金融(SRF)—」高知大学経済学会『高知論叢』第84号, 2005年11月.

紀国正典 [2006]「国際金融システム論(2)—金融におけるシステム論的方法の展開—」高知大学経済学会『高知論叢』第85号, 2006年3月.

紀国正典 [2006]「金融情報に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価(2005)—高知市所在金融機関のディスクローチャー誌とホームページの比較検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第86号, 2006年7月.

紀国正典 [2006]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討(4)—社会的責任投資(SRI)と社会的責任金融(SRF)—」高知大学経済学会『高知論叢』第87号, 2006年11月.

紀国正典 [2007]「国際的責任金融(IRF)」立命館大学国際関係学会『立命館国際研究』第19巻3号:朝日(関下)教授退職記念号, 2007年3月.

紀国正典 [2007]「顧客勧誘方針に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価(2007)—高知市所在金融機関の顧客勧誘方針の公表状況と内容の検討—」高知大



- 学経済学会『高知論叢』第90号，2007年11月。
- 紀国正典 [2007~2008]「日本における金融 CSR の現状と活動（1）（2-1）（2-2）（3-1）（3-2）（4）—金融庁「金融機関のCSR実態調査」のCSR事例分析（銀行編）（信金・信組・労金編）（証券会社等編）（保険会社編）—」高知大学経済学会『高知論叢』第88号，第89号，第90号，第91号，第92号，第93号，2007年3月・7月・11月，2008年3月・7月・11月。
- 紀国正典 [2009]「金融機関の社会的責任活動（金融 CSR）についての調査と評価（2007）—高知市所在銀行に対する学生による金融 CSR 評価の試み—」高知大学経済学会『高知論叢』第94号，2009年3月。
- 紀国正典 [2009]「金融の公共性と社会的責任金融・国際的責任金融」日本科学者会議『日本の科学者（特集：世界金融危機と金融規制の現代的課題）』Vol. 44 No. 4 April 2009.
- 紀国正典 [2009]「金融ユニバーサルデザイン（上）—公共性および金融の公共性を発展させるための指針—」高知大学経済学会『高知論叢』第95号，2009年7月。
- 紀国正典 [2009]「金融の社会的責任と地域づくり金融」中小商工業研究所『中小商工業研究』第101号，2009年10月。
- 紀国正典 [2009]「金融ユニバーサルデザイン（下）—公共性および金融の公共性を発展させるための指針—」高知大学経済学会『高知論叢』第96号，2009年11月。
- 紀国正典 [2010]「金融機関の社会的責任活動（金融 CSR）についての調査と評価（2008）—高知市所在の銀行と証券会社に対する学生による金融 CSR 評価の試み—」高知大学経済学会『高知論叢』第97号，2010年3月。
- 国際法学会 [2005]『国際関係法辞典』第2版，三省堂。
- Mankiw N. G., Principles of Economics, 1997(邦訳：足立英之・石川城太・小川英治・地主敏樹・中馬宏之・柳川隆 [2000]『マンキュー経済学①ミクロ編』東洋経済新報社)。
- Musgrave R. A., The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy, McGraw-Hill, 1959(木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳 [1961]『財政理論』有斐閣)。
- 民主主義科学者協会法律部会機関誌 [2006]「新しい公共圏と民主主義法学の課題」『法の科学』37，日本評論社。
- 日本法社会学学会編 [2008]『公共性の法社会学』第68号，有斐閣。
- 名和小太郎 [2006]『情報の私有・共有・公有：ユーザーからみた著作権』NTT出版株式会社。
- Ostrom E., *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press, 1990.
- Sachs J. D. *COMMON WEALTH: Economics for a Crowded Planet*, 2008, Hayakawa Publishing, Inc. (ジェフリー・サックス：野中邦子訳 [2009]『地球全体を幸福にする経済学：過密化する世界とグローバル・ゴール』早川書房)。
- Samuelson P.M., "The Pure Theory of Public Expenditure", *Review of Economics & Statistics*, Nov. 1955.

- Samuelson P. M., *Economics*, 8th ed. McGraw-Hill, 1970 (都留重人訳 [1971] 『経済学』 上・下, 岩波書店).
- Steiner P.O. "The Public Sector and the Public Interest" *PPBS, Compendium of Papers*, 1969, pp. 13~45 (邦訳: 経済企画庁経済研究所・システム分析調査室 [1971] 「公共部門と公共の利益」『公共経済学理論の展望』 経済企画庁経済研究所).
- 齋藤純一 [2000] 『公共性』 岩波書店.
- 齋藤純一 [2008] 『政治と複数性—民主的な公共性に向けて』 岩波書店.
- 齋藤純一編 [2010] 『公共性の政治理論』 ナカニシヤ書店.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『公と私の思想史』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『公と私の社会科学』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『日本における公と私』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『欧米における公と私』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『国家と人間と公共性』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『経済からみた公私問題』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『中間集団が開く公共性』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『科学技術と公共性』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『地球環境と公共性』 東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『21世紀公共哲学の地平』 東京大学出版会.
- 西尾勝・小林正弥・金泰昌編 [2004] 『自治から考える公共性』 東京大学出版会.
- 長谷部恭男・金泰昌編 [2004] 『法律から考える公共性』 東京大学出版会.
- 今田高俊・金泰昌編 [2004] 『都市から考える公共性』 東京大学出版会.
- 小林良彰・金泰昌編 [2004] 『リーダーシップから考える公共性』 東京大学出版会.
- 宮本久雄・金泰昌編 [2004] 『文化と芸能から考える公共性』 東京大学出版会.
- 稲垣久和・金泰昌編 [2006] 『宗教から考える公共性』 東京大学出版会.
- 平石直昭・金泰昌編 [2006] 『知識人から考える公共性』 東京大学出版会.
- 山脇直司・金泰昌編 [2006] 『組織・経営から考える公共性』 東京大学出版会.
- 市野川容孝・金泰昌編 [2006] 『健康・医療から考える公共性』 東京大学出版会.
- 鈴木興太郎・宇佐見誠・金泰昌編 [2006] 『世代間関係から考える公共性』 東京大学出版会.
- 金泰昌・矢崎勝彦編 [2008] 『公共哲学の実践に向けて』 東京大学出版会.
- 公共哲学京都フォーラム編 [2008] 『公共哲学のあゆみ』 東京大学出版会.
- 西岡秀三監修・学研・UTAN 編集部編 [1992] 『地球環境用語辞典』 GAKKEN.
- 緒方貞子・半澤朝彦編著 [2007] 『グローバル・ガヴァナンスの歴史の変容: 国連と国際政治史』 ミネルヴァ書房.
- 柴田弘文・柴田愛子 [1988] 『公共経済学』 東洋経済新報社.
- Stiglitz J. E., *Economics of the Public Sector*, W. W. Norton & Company, 1988 (邦訳: 藪下史郎 [1996] 『スティグリッツ: 公共経済学』 東洋経済新報社).
- 丹下博文 [2007] 『地球環境辞典 (第2版)』 中央経済社.
- 筒井若水編集代表 [1998] 『国際法辞典』 有斐閣.

山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編 [2003] 『新しい公共性：そのフロンティア』  
有斐閣.

山口定・中島茂樹・松葉正文・小関素明編 [2005] 『現代国家と市民社会：21世紀の  
公共性を求めて』 ミネルヴァ書房.

山脇直司 [2004] 『公共哲学とは何か』 筑摩書房.

